

第 2 号議案

定款の一部変更(第 3 条及び第 33 条)に関する件

定款改正(案)新旧対照表

条文	現行	改正案
(目的) 第 3 条	本会は日本各地で世のため及び人々のために無償の奉仕活動を実行している者の表彰を行い、その善行を称え、励ますとともに、善行精神の普及と実践を通じて、明るい住みよい社会環境づくりに努め、もって国の発展と国際親善に寄与することを目的とする。	本会は日本各地で世のため及び人々のために 無償の 奉仕活動を実行している者の表彰を行い、その善行を称え、励ますとともに、善行精神の普及と実践を通じて、明るい住みよい社会環境づくりに努め、もって国の発展と国際親善に寄与することを目的とする。
(議事録) 第 33 条第 2 項	出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。	出席した会長及び監事は、前項の議事録に 署名又は 記名押印する。

定款変更理由

本会の定款について、次の理由により一部を変更するものである。

1. 近年のボランティア活動においては、活動継続のために参加者に必要な実費等を補填する形態(交通費等の実費弁償又はこれに準ずる謝金等の支払い)が一般的となっている。このような観点から、“無償の奉仕活動”の箇所について、昨今の形態を包摂する表現に見直すものである。
2. 議事録の作成及び管理について、実務の効率化及び電子化への対応を図るため、第 33 条における議事録への押印義務を緩和し、署名又は記名押印とするものである。

※ちなみに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上、議事録作成の際の署名か記名押印かは任意に選ぶことができる(ただし、代表理事の登記等の際には、法人法の規定により記名押印が求められる 法人法第 95 条 3 項)。